

佐賀県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十三年十月三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十八号

佐賀県暴力団排除条例

佐賀県暴力団事務所等の開設の防止に関する条例（平成二十一年佐賀県条例第十三号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条 第六条）

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策（第七条 第十四条）

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置等（第十五条 第十八条）

第四章 暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第十九条・第二十条）

第五章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第二十一条・第二十二条）

第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止（第二十三条）

第七章 不動産の譲渡等をしようとする者等の講ずべき措置等（第二十四条・

第二十五条）

第八章 雑則（第二十六条 第三十二条）

第九章 罰則（第三十三条 第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、市町及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）（第二条第二号）に規定する暴力団をいう。

二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。

三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

四 暴力団等 暴力団、暴力団員等又は暴力団と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者をいう。

五 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

六 県民等 県民及び事業者をいう。

七 青少年 十八歳未満の者をいう。

八 関係機関等 法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から佐賀県暴力追放運動推進センターとして指定されている者、佐賀県弁護士会その他の暴力団を排除するための活動を行う機関又は団体をいう。

#### (基本理念)

第三条 暴力団の排除は、県民等が、暴力団が県民の生活及び社会経済活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団事務所を開設させないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、国、県、市町、県民等及び関係機関等による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

#### (県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県民等の協力を得るとともに、国、市町及び関係機関等との連携を図りながら、暴力団の排除のための施策を総合的に推進するものとする。

#### (市町の責務)

第五条 市町は、基本理念にのっとり、国、県、県民等及び関係機関等と連携し、及び協力して、暴力団の排除のための施策の推進に努めるものとする。

#### (県民等の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のための活動に取り組むよう努めるとともに、県又は市町が実施する暴力団の排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)によって暴力団を利用することとならないようにするとともに、県又は市町が実施する暴力団の排除のための施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に  
対し、当該情報を提供しよう努めるものとする。

## 第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

### (県の事務及び事業における措置)

第七条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業によって暴力団を利用するこ  
ととならないよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 県が実施する入札に暴力団等を参加させないための措置
- 二 県と契約を締結した者に暴力団等と下請契約を締結させないための措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、暴力団を利用することとならないようにする  
ために必要な措置として知事が別に定めるもの

### (公の施設の暴力団の利用制限)

第八条 県又は指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二  
百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)は、県が設置した公  
の施設が暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になると認  
めるときは、当該公の施設の管理に関する事項を定めた条例等の規定により  
当該公の施設の利用の許可をせず、又は当該許可を取り消すことができる。

### (県民等に対する支援)

第九条 県は、市町及び関係機関等と連携して、県民等及び県民等により組織  
する団体が自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら暴力団の排除のた  
めの活動に取り組むことができるよう、これらの者に対し、情報の提供、助  
言、指導、訴訟の支援その他の必要な支援を行うものとする。

### (暴力団排除アドバイザー)

第十条 公安委員会は、暴力団の排除の推進を図るため、暴力団の排除につい  
て専門的な知識及び経験を有する者に、暴力団排除アドバイザーとして、県  
民等が実施する暴力団の排除の取組に対する指導及び助言その他の暴力団の  
排除を推進するための業務を行わせることができる。

### (暴力団からの離脱を促進するための措置)

第十一条 県は、関係機関等と連携しながら、暴力団員の暴力団からの離脱を  
促進し、その円滑な社会復帰を図るため、就労支援その他の必要な措置を講  
ずるものとする。

### (市町への協力)

第十二条 県は、市町において暴力団の排除のための施策が講じられるよう、

市町に対し、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十三条 県は、市町及び関係機関等と連携して、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深め、暴力団の排除に関する気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(警察による保護措置)

第十四条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団員等、暴力団員等から依頼された者等から危害を加えられるおそれがあると認める者に対し、その者を保護するため、警察官による警戒その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 青少年の健全な育成を図るための措置等

(青少年に対する教育等のための措置)

第十五条 県は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部及び高等部に限る。)並びに同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程に限る。)において、その生徒が暴力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するための教育が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 保護者、学校関係者その他の青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団が県民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識し、暴力団に加入せず、かつ、暴力団員等の不当な行為による被害を受けることを防止するため、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、保護者、学校関係者その他の青少年の育成に携わる者に対し、暴力団に関する知識を有する職員の派遣、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(暴力団事務所に立ち入らせることの禁止)

第十六条 暴力団員は、正当な理由がある場合を除き、自己が活動の拠点とする暴力団事務所に青少年を立ち入らせてはならない。

(通報その他の措置)

第十七条 何人も、青少年が暴力団員等と交際しており、又は交際するおそれがあると思料するときは、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報提供その他の支援)

第十八条 県は、県民等に対し、暴力団員等の不当な行為による青少年の被害又は青少年の暴力団員等との交際若しくは暴力団への加入を防止するために必要な情報の提供、助言、相談、啓発その他の支援を行うものとする。

#### 第四章 暴力団事務所の開設及び運営の禁止

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十九条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法第一条に規定する学校及び同法第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)

二 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設

四 少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)第一条に規定する少年院及び同法第十六条に規定する少年鑑別所

五 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館

六 図書館法(昭和二十五年法律第一百八号)第二条第一項に規定する図書館

七 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

八 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所

九 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所及びこの条例の施行後に開設された暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域において運営されることとなったものについては、適用しない。ただし、ある暴力団のものとして運営されていたこれらの暴力団事務所が他の暴力団のもの



として開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第二十条 暴力団事務所は、前条第一項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域（前条第一項に規定する区域を除く。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

2 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「同項各号に掲げるいずれかの施設が設置された」とあるのは、「都市計画法第八条第一項の規定により前項に規定する区域が定められた」と読み替えるものとする。

#### 第五章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

##### （民間の契約からの排除）

第二十一条 事業者は、その行う事業に関して契約を締結しようとする場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結しようとする場合においては、契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは催告をすることなく当該契約を解除できる旨を当該契約に定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

##### （利益の供与等の禁止）

第二十二条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者（以下「暴力団員等指定者」という。）に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすべしとす。

二 暴力団の威力を利用したことに関し、利益の供与をすること。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団の活動

又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等指定者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は情を知らないでした契約に係る債務の履行として利益の供与をする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

4 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等に対し、その者が暴力団員等であることを知りながら不当に優先的な取扱いをしてはならない。

#### 第六章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

第二十三条 暴力団員等は、情を知って、事業者から当該事業者が前条第一項から第三項までの規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者にこれらの規定に違反することとなる暴力団員等指定者に対する利益の供与をさせてはならない。

#### 第七章 不動産の譲渡等をしようとする者等の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第二十四条 県内に所在する不動産(以下「不動産」という。)(の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。))をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所用に供するものでないことを確認するよう努めるものとする。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所用に供されることとなると認めるときは、当該譲渡等に係る契約を締結してはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に関して契約を締結しようとする場合には、次に掲げる事項を定めた契約を書面により締結するよう努めるものとする。

- 一 当該不動産を暴力団事務所用に供してはならないこと。
- 二 当該不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明したときは、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができること。

4 前項第二号に掲げる事項を定めた契約を書面により締結し不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所用に供されていることが判明した

ときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理等をする者の責務)

第二十五条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等に係る契約の締結をしようとする者が前条の規定を遵守するよう、その者に対し、助言その他の措置を講じなければならない。

2 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該不動産が暴力団事務所に用い供されることとなると認めるときは、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

## 第八章 雑則

(報告の徴収、立入検査等)

第二十六条 公安委員会は、第十六条、第二十条第一項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項又は前条の規定を施行するため必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その必要な限度において、暴力団員等その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に暴力団事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは暴力団員等その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第二十七条 公安委員会は、第二十条第一項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項又は第二十五条の規定に違反する行為があったと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該違反する行為をした者に対し、当該違反する行為の中止その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 公安委員会は、第二十四条第一項、第三項又は第四項の規定が遵守されていないため暴力団事務所の開設又は運営の防止に支障が生じていると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、これらの規定を遵守していない者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)



第二十八条 公安委員会は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第二十九条 公安委員会は、前条の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(県が行う契約からの排除)

第三十条 県は、第二十二条、第二十四条第二項若しくは第二十五条の規定に違反する行為をした者又は第二十四条第一項、第三項若しくは第四項の規定を遵守していない者であつて、第二十七条の規定による勧告を受けたものが、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、期間を定め、県が行う契約から排除するものとする。

(中止命令)

第三十一条 公安委員会は、第十六条の規定に違反する行為をした暴力団員に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為を中止することを命ずることができる。

(委任)

第三十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則又は公安委員会規則で定める。

## 第九章 罰則

(罰則)

第三十三条 第十九条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 第三十一条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第二十六条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含

む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### 附 則

この条例は、平成二十四年一月一日から施行する。